

平成18年9月19日開会

平成18年9月21日閉会

平成18年9月

第2回定例会会議録

(第2日 9月21日)

小豆島町議会

平成18年第2回小豆島町議会定例会議事日程(第2号)

平成18年9月21日(木)午前9時30分開議

- 第1 議案第38号に対する教育民生常任委員会審査報告
- 第2 議案第39号、議案第40号に対する建設経済常任委員会審査報告
- 第3 議案第46号. 平成18年度 小豆島町一般会計補正予算(第1号)について
(町長提出)
- 第4 議案第47号. 平成18年度 小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について
(町長提出)
- 第5 議案第48号. 平成18年度 小豆島町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)について
(町長提出)
- 第6 議案第49号. 平成18年度 小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)について
(町長提出)
- 第7 発議第8号. 違法伐採問題への取り組みの強化を求める意見書の提出について
(議員提出)
- 第8 発議第9号. 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出について
(議員提出)
- 第9 発議第10号. 飲酒運転撲滅に関する決議について
(議員提出)
- 第10 議員派遣について
- 第11 閉会中の継続調査の申し出について
(各常任委員長提出)
- 第12 閉会中の継続調査の申し出について
(議会運営委員長提出)
- 第13 閉会中の継続調査の申し出について
(内海ダム特別委員長提出)
- 第14 閉会中の継続調査の申し出について
(交通問題特別委員長提出)

開議 午前9時30分

議長（中村勝利君） 本日は大変お忙しいところ19日に引き続きお集まりくださいましてありがとうございます。

本日は、9月19日に各常任委員会へ付託しました議案の委員会審査報告を初め、補正予算及び議員提出による意見書などが提案されております。

なお、本日の議事日程等につきましては、9月11日開催の議会運営委員会で決定したものを19日本会議終了後に配付したとおりであります。審議のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより会議を開きます。（午前9時30分）

直ちに日程に入ります。

日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~

日程第1 議案第38号に対する教育民生常任委員会審査報告

議長（中村勝利君） それでは、日程第1、議案第38号に対する教育民生常任委員会審査報告を議題といたします。

教育民生常任委員長の審査報告を求めます。

安井委員長。

教育民生常任委員長（安井信之君） 小豆島町議会議長中村勝利殿。

教育民生常任委員会委員長安井信之。

委員会審査報告書。

本委員会は、9月19日付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。

1．委員会開催年月日。平成18年9月20日。

2．審査の経過。理事者の出席を求め詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3．件名及び審査の結果。

(1)議案第38号小豆島町介護サービス事業財政調整基金条例について、原案どおり議決

すべきと決定した。

以上です。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第38号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第38号は委員長報告のとおり決定されました。

お諮りします。

日程第2の建設経済常任委員会審査報告については、付託議案を一括して行い、質疑、討論、採決は1議案ごとにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、日程第2の建設経済常任委員会審査報告については、付託議案を一括報告し、質疑、討論、採決は1議案ごとに行います。

~~~~~

日程第2 議案第39号、議案第40号に対する建設経済常任委員会審査報告

議長（中村勝利君） 日程第2、議案第39号及び議案第40号に対する建設経済常任委員会審査報告を議題とします。

建設経済常任委員長の審査報告を求めます。

植松委員長。

建設経済常任委員長（植松勝太郎君） 小豆島町議会議長中村勝利殿。

建設経済常任委員会委員長植松勝太郎。

委員会審査報告書。

本委員会は、9月19日付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。

1．委員会開催年月日。平成18年9月20日。

2．審査の経過。理事者の出席を求め詳細な説明を受け、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3．件名及び審査の結果。

(1)議案第39号オリーブナビ小豆島条例について、原案どおり議決すべきものと決定した。

(2)議案第40号小豆島町都市計画審議会条例について、原案どおり議決すべきものと決定した。

以上。

議長（中村勝利君） それでは、議案第39号オリーブナビ小豆島条例について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第39号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第39号は委員長報告のとおり

り決定されました。

次、議案第40号小豆島町都市計画審議会条例について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第40号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第40号は委員長報告のとおり決定されました。

~~~~~

日程第3 議案第46号 平成18年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）について

議長（中村勝利君） 次、日程第3、議案第46号平成18年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（坂下一朗君） 議案第46号平成18年度小豆島町一般会計補正予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算第1号で追加補正をお願いします額は5,906万8,000円でございます。補正の内容といたしましては、総務費1,532万円、民生費1,475万4,000円、衛生費1,400万円、農林水産費245万円、商工費420万3,000円、教育費833万7,000円となっております。詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

す。

なお、議案第47号国民健康保険事業特別会計、議案第48号老人保健事業特別会計及び議案第49号小豆島町介護サービス事業特別会計の補正予算の内容につきましても、それぞれ担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 町長。

町長（坂下一朗君） ただいま議案第46号の補正予算（第1号）の補正に対しまして、訂正をいたしたいと思います。

補正の内容としての中で、商工費420万3,000円と申しましたが、7,000円の間違いでございました。7,000円でございます。訂正いたします。私の方が読むのが3,000円と読んだので訂正いたします。7,000円に訂正させていただきます。

議長（中村勝利君） それでは、訂正をお願いいたします。

企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） それでは、私の方から平成18年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

20ページをお開き願います。よろしいですか。

第1条につきましては歳入歳出予算の補正でありまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,906万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を77億6,206万8,000円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容を別添の補正予算説明書により説明いたします。説明書の方、お開き願います。このような説明書、入っておると思うんですが、後ろの方にあると思うんです。よろしいでしょうか。

説明書の6ページ、7ページをお開き願います。

歳入の補正でございます。まず、12款分担金及び負担金、2項1目1節社会福祉費負担金236万8,000円でございます。これにつきましては、ご案内のとおり障害者自立支援法が平成18年4月1日から施行され、障害者自立支援法第77条の規定により、今まで県が事業主体で実施していました事業が、権限移譲により平成18年10月から市町村が実施しなければならなくなったわけでございます。その中の事業の一つに地域活動支援センター事業というのがございます。小豆島町にこの事業の実施施設があるため、本町が幹事長となり登録者のいる市町に対し、登録者の数で案分した額を負担をしていただくということになったものでございます。その負担の金額でございます。

次に、14款国庫支出金、1項1目1節社会福祉費負担金42万8,000円でございます。先ほど申し上げました障害者自立支援法の施行による各種事業の実施に伴う国庫負担金、これは2分の1の国庫負担でございます。その金額でございます。

同じく2項1目1節社会福祉費補助金486万6,000円でございます。これにつきましても、障害者自立支援法の施行による事業の実施に伴う補助金でございます。

同じく3項2目1節社会福祉費委託金15万2,000円ですが、これは国民年金免除等継続申請者にかかわる社会保険庁への所得情報提供システムの創設に要する費用の委託金でございます。

次に、15款県支出金、1項1目1節社会福祉費負担金21万4,000円でございますが、国庫負担金のところでご説明申し上げました障害者自立支援法の施行による各種事業の実施に伴う県負担金、これは県負担金は4分の1でございます。

同じく2項2目1節社会福祉費補助金でございます。84万6,000円。これの中の1の手話通訳者派遣事業補助金の減額の1,000円、これにつきましては障害者自立支援法の施行により、この10月からコミュニケーション支援事業というのに取り組むことになっております。この事業に先ほど申しました手話通訳者派遣事業が包含されるということになりましたので、減額するものでございます。

2の心身障害者小規模通所作業所施設整備及び設備整備事業補助金84万7,000円でございますが、あすなろの家の大規模改修に対する県補助金、これは2分の1の補助でございます。

同じく4目1節農業費補助金10万円でございます。これは、サルの捕獲おり作製に対する県補助金2分の1でございます。

同じく3項5目1節小学校費委託金88万円でございます。これは、県の委託事業4件に対する県委託金でございます。これはもう全額、10割の委託金でございます。

次に、17款寄付金、1項1目1節一般寄付金73万円でございますが、池田内科クリニックからの寄付金63万円、それとネオオリエンタルリゾートからの寄付金10万円でございます。

同じく2目1節民生費寄付金18万円でございますが、これは個人3名の方からの寄付がございました。その受け入れでございます。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。

同じく4目1節商工費寄付金192万円でございます。これは、企業団体からの小豆島ま



つりに対する寄付金でございます。

同じく6目2節小学校費寄付金29万円ですが、個人、団体から安田小学校、苗羽小学校への寄付があり、それを受け入れしたものでございます。同じく6節保健体育費寄付金15万円でございますが、これは体育協会への補助金として寄付を受け入れしたものでございます。

次に、18款繰入金、1項9目1節小豆島オリーブ公園整備運営基金繰入金200万円ですが、オリーブ公園内の浄化槽配水管延長工事の実施のための財源として繰り入れするものでございます。

同じく15目1節内海中学校整備基金繰入金77万1,000円でございますが、内海中学校建設に要する経費に充当するため繰り入れをするものでございます。

同じく16目1節文化財保護育成基金繰入金20万6,000円でございますが、中山農村歌舞伎舞台の湧水処理事業に充当するための繰り入れをするものでございます。

次に、19款繰越金、1項1目1節前年度繰越金1,647万5,000円でございます。今回の補正による一般財源の不足額をここで対応をしております。

次に、20款諸収入、3項1目10節災害援護資金元金収入70万円でございますが、これは平成16年の台風16号の高潮災害により、災害援護資金の借入れをしていた方から返還がございました。これをここで受け入れをし、香川県へ償還を行うものでございます。

同じく5項1目3節雑入2,579万2,000円ですが、その中で1の地域再生マネージャー事業補助金938万円につきましては、6月議会における施政方針に対する質問の中でも町長の方からご答弁申し上げておりますが、明治41年に当時の農総務省がオリーブ園の自給を図るために香川、三重、鹿児島県の3県でオリーブを試作し、その中で唯一本町の西村地区で植栽されたものが根つき、明治43年に初めての収穫がなされ、2008年でオリーブ栽培100周年を迎えることになっております。ついては、この記念事業の取り組みが小豆島全体の集客に結びつくものとするため、宝くじの収益金を財源とする地域再生マネージャー事業の活用を行い、計画段階から民間の発想やノウハウを取り入れた計画策定を行おうとするものでございまして、今回地域総合整備事業財団から8月23日付で正式な内示をいただきましたので、補正をさせていただくものでございます。助成率が3分の2ということになっております。

2の介護サービス事業決算剰余金1,641万2,000円でございますが、旧内海町の訪問看護ステーション事業特別会計、老人介護支援センター事業特別会計、ホームヘルプステーシ

ン事業特別会計、これが17年度で廃止されましたので、3会計の決算剰余金を一般会計で受け入れを行い、この3会計を実質的に統合した形で18年度から設置している介護サービス事業会計に繰り出し、先ほどご可決を賜りました小豆島町介護サービス事業財政調整基金条例により基金の積み立てを行うものでございます。繰出額は当初予算で軽四3台分の購入費として既に予算措置をしている額を引きまして、その額を引いた1,400万円、丸めた数字でございますが、それを繰り出しをして基金の造成を行うということでございます。

以上、歳入の補正の説明を終わります。

次に歳出の説明を申し上げます。

10ページ、11ページをお開き願います。

款2 総務費、1項6目財産管理費、11節需用費63万円でございますが、池田内科クリニック駐車場の舗装修繕に要する経費でございます。これは、歳入のところでご説明申し上げましたが、池田内科クリニックからの寄付金を充当しております。同じく13節委託料42万円でございますが、池田内科クリニックのシロアリ駆除委託料でございます。

次に、同じく7目企画費、13節委託料1,407万円ですが、歳入のところでもご説明申し上げましたが、来る2008年、平成20年でオリーブ植栽100周年を迎えるわけでございます。このオリーブ植栽100周年記念事業の取り組みと一つの契機として、オリーブのブランド構築と小豆島への集客に結びつけるため、地域再生マネージャー事業を活用して計画段階から民間の発想を取り入れた計画策定を行おうとするものでございます。

ここで、若干地域再生マネージャー事業のご説明を申し上げておきますが、これは宝くじの収益金を財源として総務省と地域総合整備財団が連携して推進しておる事業でございます。市町村の地域再生にかかわる取り組みに当たって財団から具体的、実務的ノウハウを有する企業、または人材等の情報提供を受け、市町村が当該企業を地域再生マネージャーとして選定し、地域再生にかかわる業務を委託し、地域再生を図っていこうとする事業でございます。先ほども申し上げましたが、今回8月23日付をもって財団より正式な内示をいただきましたので、補正をさせていただくものでございます。

同じく10目自治振興費、19節負担金補助及び交付金20万円でございますが、苗羽自治会への補助10万円と小豆島高校後援会への補助が10万円でございます。これは、寄付者の意志によるものでございます。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、25節積立金8万円でございますが、個人2名の

方から福祉に使っていただきたいということで寄付がございましたので、地域福祉基金に積み立てるものでございます。同じく28節繰出金11万7,000円でございますが、高額療養費支給管理システムの改修にかかわる経費を国保会計へ繰り出すものでございます。

同じく2目老人福祉費、19節負担金補助及び交付金10万円でございますが、個人の方より特別養護老人ホームマリアの園とリベラルサンシャインに助成をしてくれということで寄付をいただきましたので、5万円ずつ補助するものでございます。28節繰出金11万7,000円でございますが、国保会計への繰り出しと同様に高額療養費支給管理システム改修にかかわる経費の老人保健会計への繰出金でございます。

同じく3目国民年金費、13節委託料15万2,000円ですが、歳入のところでもご説明申し上げましたが、国民年金事務の処理システムの改修の委託料でございます。全額国からの委託金でございます。

同じく4目障害者福祉費、13節委託料614万円、それから19節の負担金補助及び交付金554万6,000円、それから20節の扶助費100万2,000円につきましては、一部を除きまして歳入の方でご説明申し上げました障害者自立支援法の施行に伴い、県からの権限移譲で市町村が実施しなければならなくなった事業に要する経費でございます。その中で、13節の委託料、この中の1の手話通訳者派遣事業事務委託料の11万7,000円の減につきましては、この事業がその下の4のコミュニケーション支援事業に包含されることになりましたので、減額するものでございます。19節の負担金補助及び交付金の中の4のあすなるの家の改修補助金169万4,000円につきましては、あすなるの家がシロアリの被害に遭いまして、それを改修する必要が出てきたということで、その経費を補助するものでございます。歳入のところでもご説明申し上げましたが、県補助金が2分の1ついております。

めくっていただきまして、12ページ、13ページをお開き願います。

同じく5目人権対策総務費、19節負担金補助及び交付金80万円でございますが、これは第50回全国青年集会小豆郡実行委員会への補助金でございます。

同じく3項1目災害救助費、23節償還金利子及び割引料70万円でございますが、これは1名の方から災害援護資金貸付金の返還がございましたので、香川県へ償還を行うものでございます。

次に、4款衛生費、1項1目保健衛生総務費、28節繰出金1,400万円ですが、これも歳入のところでご説明申し上げましたが、介護サービス事業財政調整基金を創設するため、介護サービス事業会計へ繰り出すものでございます。

次に、6款農林水産業費、1項3目農業振興費、18節備品購入費20万円ですが、これはサルの捕獲おり4基分の購入経費でございます。県の補助2分の1ついております。

同じく6目農地費、19節負担金補助及び交付金225万円でございますが、土地改良区が実施する土地改良事業、これは6カ所につきまして県から補助の交付決定があったため、それに伴う町負担部分の補助金の補正を行うものでございます。

次に、7款商工費、1項1目商工総務費、11節需用費28万7,000円でございますが、1の消耗品費はごみ袋等の購入に要する経費、それから2の修繕料はオリーブビーチ公衆トイレ移動ポンプ修理等に要する経費でございます。

同じく3目観光費、19節負担金補助及び交付金192万円でございますが、歳入の方でも申しあげましたとおり、企業団体より小豆島まつりに対し寄付金がありましたので、小豆島まつり振興会へ補助するものでございます。

同じく4目観光施設費、13節委託料200万円でございますが、これも歳入の方で申しあげましたが、オリーブ公園内の浄化槽の配水管の延長に要する経費について、小豆島オリーブ公園整備運営基金から繰り入れし、小豆島オリーブ公園指定管理料として支出するものでございます。

めくっていただきまして、14ページ、15ページをお開き願います。

10款教育費、2項2目教育振興費、8節報償費36万5,000円から14節の使用料及び賃借料14万7,000円まで、計で88万円となっておりますが、県から委託された4事業に要する経費でございまして、全額県からの委託金となっております。19節負担金補助及び交付金29万円でございますが、苗羽小学校への楽器購入のための補助24万円、安田小学校へ児童用図書購入のため5万円の寄付がありましたので、それを補助するものでございます。

同じく3項中学校費、1目学校管理費、13節委託料37万8,000円、それと15節の工事請負費400万円。これにつきましては、池田中学校の運動場側3階部分のモルタルの一部が剥離し落下いたしました。調査の結果、老朽化が著しいということで、危険性があるため改修をすることとしたものでございます。

同じく2目教育振興費、19節負担金補助及び交付金51万7,000円でございますが、内海中学校、池田中学校の生徒が四国大会、全国大会に多く出場したため、大会出場補助金で補正するものでございます。

同じく3目学校建設費、12節役務費28万円ですが、内海中学校建設に伴う仮設通路設置申請等に要する経費でございます。18節備品購入費32万7,000円でございますが、給食運

搬用コンテナ購入等に要する経費でございます。19節負担金補助及び交付金16万4,000円ですが、公立学校施設整備期成会負担金でございます。これらの経費につきましては、内海中学校施設整備基金を取り崩して充当をしております。

同じく4項幼稚園費、1目幼稚園費、11節需用費60万9,000円ですが、旭幼稚園の石積みの一部が崩落したため、その修繕に要する経費でございます。

同じく6項社会教育費、7目文化財保護費、19節負担金補助及び20万6,000円でございますが、これも歳入の方で説明申し上げておりますが、中山農村歌舞伎の舞台の下に湧水があり、それを処理するために必要な経費2分の1を小豆島町文化財補助金交付要綱に基づき補助するものでございます。

同じく7項保健体育費、1目保健体育総務費、19節負担金補助及び交付金40万円でございますが、1の体育協会補助金につきましては、軟式野球連盟とペタンク協会に対し寄付金ございましたので、町体育協会へ15万円補助をするものでございます。2の大会出場補助金につきましては、全国高校総体等に多くの選手が出場いたしましたので、25万円補正するものでございます。

めくっていただきまして、16ページ、17ページをお開き願います。

同じく2目学校給食施設費、11節需用費28万6,000円でございますが、池田中学校給食センター照明器具の増設に必要な経費でございます。

以上、補正予算総額は5,906万8,000円の増となっております。一般会計補正予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番森議員。

4番（森 崇君） 簡単な質問と参考にしてもらいたいとことありますんで、7ページのイノシシ等被害対策防止費用、サルという説明だったんですけど、イノシシがおるとい話も聞いたし、撃った写真も見たことあるんですけど、その被害というのは今のところ名前がイノシシになつとるから聞きよんですけど、あるのかないのか聞きたいと思います。

それから、9ページの雑入と10ページの委託料に関係すると思うんですが、オリーブ100周年の年に、これは私の参考までなんですけど、先日敬老会へ行きました。ちょうどオリーブと同級生のお年寄りがおるといこと、また何か参考にしたらどうかとどっ

かで話になったんです。「おばさん、オリーブと同級生やで」という話も出たんですけど、いろんなアイデアがあると思うんですけど、ひとつ参考にさせていただいたらという、前の方は質問です。後の方は意見です。

議長（中村勝利君） 農林水産課長。

農林水産課長（岡本安司君） 小豆島地区内でイノシシの足跡等が発見されたということは聞いております。ただ、被害を受けたということについてはまだ聞いておりません。このイノシシ等被害対策防止事業というのは、県の方でイノシシ被害が大きいということでこういう名前になっておりますが、小豆島地区についてはサルも認めていただくということで、イノシシとサルに対しての補助金ということになっております。

以上です。

議長（中村勝利君） よろしいですか。

（4番森 崇君「はい」と呼ぶ）

15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 3点お尋ねをいたします。

11ページの地域再生マネージャー事業委託料ですけれども、具体的にはどういう企業にどういう形で事業を行っていくのかということと、それと13ページの全国青年集会の補助金、これは全国集会ということで計画はいつごろからあったのかということです。当初予算のときにもう決まっていたんじゃないかと思うんですけど、これが補正で出てきたということで、どういう経緯でこれを出すようになったのか、この金額はどういうふうに決まったのかということ、それとその集会の内容と町内の実行委員会、郡の実行委員会ということですけども、参加者の数とかそういう内容です。それと、町の職員も参加をしているのであれば、その具体的な内容をお願いします。

それと、先ほどのサルの捕獲箱の件ですけど、草壁とか西村の原でもすごい被害が出てるんですが、これ箱をつくっておいて成果といいますか、それでサルの被害がなくなればいいんですけど、そこら辺どうなんかなというところをお尋ねしたいと思います。

以上です。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） 鍋谷議員さんの地域再生マネージャー事業の委託料の件でございますが、先ほどもご説明申しましたとおり、財団の方からそういうオリーブに関連して地域再生を行うには、こういうノウハウを持ったコンサルタントなりがよろしかる

うということで推薦を受けるわけでございます。その推薦を受けたコンサルタント等とお見合いをするわけです。それで、よかったら契約という形になると思います。そういう形で契約が結ばれるということでございますが、今回補正を今させていただいた段階でございますので、業者選定につきましては財団からこれぐらいという業者の名前は上げられておりますが、まだ契約はしておりませんので、ちょっとこの場では控えさせていただきたいと思います。

議長（中村勝利君） 人権対策課長。

人権対策課長（宗保孝治君） 15番議員のご質問でありますけれども、本第50回の大会につきましては第1回が小豆島で開かれております。1957年、昭和32年ということで、50回目の節目の大会ということで、ゆかりの地小豆島ということで、私の方で聞いておりますのは、一昨年からもうその第1回の地ということで、小豆島ということで開催場所は決まっておったようであります。ただ、開催の内容につきましては私ども聞いたのは本年の4月であります。4月から実行委員会を立ち上げたということでありますので、18年度の当初予算には計上しておりません。それで今回補正ということでお願いをしておるわけであります。

その内容でありますけれども、本大会につきましては3日間の予定でありましたけど、台風も影響で期間的には短縮をされております。中身ですけれども、スローガンにつきましては「青年がやらんとだれがやるんじゃ」というような形のスローガンを掲げまして、4つの分科会と6つの分散会を予定しておりました。島内に関係があるのは第4分科会の方で、第1回の青年の集会のゆかりの地をめぐるということで、島内それぞれ泊まった場所、それと隣保館のある地区でありますけれども、土庄の富丘文化センター、それと草壁の草壁会館、それと橘の橘会館ということで、フィールドワークを予定をしておりました。それで、草壁会館では昭和34年に隣保館が県下で最初にできたというようなことで、そのいきさつということ、それで橘につきましては住宅をフィールドワークで学習をする。ただ、これにつきましては台風の影響で午後からの日程中止ということで、隣保館については、地区については土庄の富丘文化センターだけを回っております。

それと、80万円の内訳でありますけれども、この実行委員会に要する経費の一部ということで助成をしております。内容につきましては、実行委員会が県内、島内において実行委員会に要した費用と配付した資料ということであります。

それと、参加者でありますけれども、郡内の参加者は60名ということで聞いておりま

す。それで、全体でありますけれども、全国から一応800というような形で当初予定をしておったんですけれども、台風の影響等ありまして25都府県から約600名の参加があったということで聞いております。県内の参加者については110名ということであります。

それと、町職員でありますけれども、一応町職員の方も参加をさせていただくということでありましたけれども、実際のところ日程等短縮がありましたので、1日半職員は出ました。それで、当町につきましては6名の職員が一応お手伝いということで受付等をやらせていただいております。

以上であります。

議長（中村勝利君） 農林水産課長。

農林水産課長（岡本安司君） 15番議員のサルの捕獲おりでの効果といたしますか、成果はあるのかというご質問でございます。

確かに、サルは非常に頭のいい動物でございますして、なかなか捕獲おりに入らないという現状もございますが、今年度8月に2頭、9月に2頭の計4頭が捕獲をされております。なお、捕獲ができなくても捕獲おりを設置することでサルにこの場所は危険であると思わせるようなことから、その近くからサルを遠ざけるという効果もあるかと考えております。そういうことで、各地区から設置要望が現在多く出ております。

以上です。

議長（中村勝利君） 15番鍋谷議員。

15番（鍋谷真由美君） 先ほどの青年集会の実行委員会の経費の補助ということなんですけれども、実行委員会ってというのは何回ぐらい開かれて、実行委員のメンバーというのは何人ぐらいいたんでしょうか、お願いします。

議長（中村勝利君） 人権対策課長。

人権対策課長（宗保孝治君） 実行委員会につきましては、郡内に6支部ございます。それで、6支部の中から一応各支部4名ずつということで、24名の構成、すべてが出ておるわけじゃないですけど、実行委員会としては24名の実行委員ということで行っております。

それと、実行委員会につきましては先ほど4月からですから、4月9日からきょう現在でありますけれども、9月10日までの間、きょう現在で延べ21回開催されたということで聞いております。

以上です。



議長（中村勝利君） よろしいか。ほかに。

10番植松議員。

10番（植松勝太郎君） 11ページの先ほど質問がありました地域再生マネージャー事業委託料という部分のようですが、どこへという部分ではまだ決まってませんよと、これからですというお話ですが、どのような事業をやろうとしているのかということと、それを先答えていただきます。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） 植松議員さんのご質問にご答弁申し上げます。

どのような事業、委託する事業だと思うんですが、一応1番目として現状把握、それから評価分析、その現状把握の中には観光客の街頭アンケート、それとかインターネットによるアンケート調査、それとかグループインタビュー。それから、2番目といたしましてオリーブの活用方策の検討と新たな商品化、これをどのようにしていけばいいのかということ。それから、その100周年に向けて年間を通じた活動計画の策定。それから、4番目といたしまして、オリーブファクトリーの基本構想、これも考えていくと。それから、広報で集客戦略と地域ブランドの構築、支援、そのようなものについて委託を行っていきたいと思っております。

議長（中村勝利君） 10番植松議員。

10番（植松勝太郎君） 今、企画財政課長の答弁の中でありましたような部分は、民間でやろうとしているクラスター事業だとか、それからその次に控えておるような部分の事業と割合重なっておるような感じもいたしております。

それで、もう一つの点は、その重なっておるような点とそれから島内で各種団体が、以前にも言いましたけれども、100周年事業に対しての取り組みという部分が非常にこの委託事業というような部分と重なってしまっているというふうな部分がようけあると思うんです。これを何とかせたくてそういう補助金というんですか、宝くじからのお金、それからそれに足して500万円ほど上乗せしておりますけれども、そういうな使う以上はそういう部分と連携をしながら、新商品の開発だとかオリーブの活用方法だとか云々という話もありました。ですから、これをうまく連携さすというふうなことをしなかったら、多分コンサルが言うて答えが出てきて、それで町としては取り組みは終わりというふうな部分につながるんじゃないかなと。大きい成果かを求めようとすれば、そういう他組織というんですか、現状にありますいろんな組織がいろんなことをやろうとしている部分とやっぱりコンサル自

身が話し合いを持っていくという、そこら辺まで進めてほしいなと思います。500万円という金はやっぱり町にとっては大きい金ですから、有効に活用してほしいと思います。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） 植松議員さんのおっしゃること、ごもっともでございます。そのとおりだと思います。

それで、今この100周年に向けてその準備実行委員会、これを設けるよう、そういう組織を設けるよう今検討中でございます。その中に、オリーブの加工業者、それからこの組織自体は一応町長の方から県にも働きかけをしていただいております。県も巻き込んで、それから小豆島としてのオリーブ、そのブランドの構築ということでございますので、土庄町にも呼びかけて、そのメンバーによりましてオリーブを栽培しておる方とかいろんな関係者、オリーブの関連する関係者にその準備実行委員会、これに参加をしていただいて、それとこの地域再生とを結びつけてこの100周年を成功裏に持っていきたいと。

それから、このイベントだけで終わるんじゃなしに、その後何か島の活性化になっていく、オリーブをブランドとして何らかの活性化につなげていくという方策、そういう準備委員会を設けまして、その中でいろんな検討をしていきたいと、このように考えております。

議長（中村勝利君） ほかに質疑ありませんか。

14番村上議員。

14番（村上久美君） 何点かお尋ねをいたします。

先ほどの80万円の13ページの補助金の支出の問題ですが、これは費用が全体として幾ら要するという説明が当然あるべきものだと思うんです。そういう内容をお聞きした上で、聞いた上でそれじゃあ町として80万円という一定の根拠のもとで出されたと思うんですが、この全国青年集会実行委員会に対してのこの費用、全体としての総額がどういう総額として向こうが提示されたのか伺いたいのと、その80万円の島内の要した費用と言われましたが、どういう内容のものが80万円として入っているのか。それと、町職員の参加が1.5日と6名、これは町職員の費用として幾ら支出しなければならないのか伺いたいと思います。

もう一つは、実行委員会、これ6支部、これは部落解放同盟ですね。この団体名、6支部、単なる6支部言われましたが、それ以外の実行委員会の組織、メンバーがあったのかどうなのか、伺いたいと思います。

当日、16日から18日という開会日程でしたが、小豆島町としての町執行部の参加がどなたが行かれたのか、伺いたいというふうに思います。

それと、13ページの土地改良区の補助金6カ所言われましたが、これの具体的な位置、場所と施設関係について伺いたいと思います。

11ページの手話通訳者の派遣事業がコミュニケーション支援事業委託料に包含されたということですが、この包含された内訳ですが、本来のこの手話通訳者の派遣の部分についても金額的な問題、それ以外の内容についてどうなのか伺いたいと思います。

それと、例の職員の業務上の横領事件が昨今執行部の方から報告がありましたが、これについて具体的に一般会計あるいは水道事業会計も関連するわけですが、この会計処理の発生がこの期中、年度中で本来どういう形でされなければならないのか。必要がないということでこの補正には出てきてませんが、水道事業会計というのは本来企業の会計でありますから、一般企業の会計でありますから、つまり発生の段階で発生の伝票を起こし、それに基づいてそれなりの処理をしなければならない。つまり水道、例えば水道料金1カ月、本来収入で入ってくるべきものは収入としてあげるわけですが、企業会計といたら。そのうち、収入される期日までに入らなかったものについては、その締め切りの未収金として貸借で上がってこなければならないというのが企業会計としてなります。つまり、歳出の方についてもそういう形の処理をするのが本来原則企業会計のやり方ではないかと思うんですが、当初予算では職員については全額1年分を人件費等やってますし、それに対して社会保険料、共済関係もろもろのものが1年分として計上されているはずですが、その関係する水道課長関係の処分もありました。その水道事業会計の中で、そういう処分があるにもかかわらず、その補正も今回上がってきてない。それに関係する町長、助役関係の自主返納ということも説明がありましたが、これについてもその水道事業会計の処理との関連からすると、一般補正会計の方でその関連の処理が必要ではないのかなというふうに思うわけですが、今回この出されてない人事の必要経費等についての補正がなぜ出されてないのかという、そういう疑問があるわけですが、それについて説明をいただきたいというふうに思います。

議長（中村勝利君） 人権対策課長。

人権対策課長（宗保孝治君） 全体の経費につきましては、ペーパーではいただいておりますけれども、約180万円の経費ということで聞いております。その内訳につきましては参加の資料代、それと活動費、それと先ほどいった実行委員会でありますけれども、

これにつきましては勉強会ということで青年部のオルグ、それと先ほど言ったフィールドワーク、それとリハーサルをしております。それと、これにつきましては県との連絡もありましたので、高松市内、それと丸亀市等内で開催した実行委員会ということで聞いております。そういった会議等であります。それが、180万円ということで聞いております。そのうちのうちが80万円を補助するというのであります。

それと、休日というのは当日職員の参加でありますけれども、休日がございました。それと、前日の金曜日に会場の方へ私が参っております。ですから、6日間、6人が3日間というか、1.5日半分ですので半日半日、丸は1日になりますけれども、その分については休日ということで職員の方には私の方から出るというふうな形でお願いはしました。ただ、代休等についてはちょっとそのあたりで考えておりますので、職務かどうかという話になりますけれども、時間外では考えてはおりません。

それと、支部それぞれ6支部ありますけれども、6支部申しますと、土庄町には湊崎支部、小海浜支部、大部支部がございます。小豆島町には北条支部、草壁支部、橘支部がございます。以外のメンバーについては入っていないということで聞いております。それと、町の関係の出席でありますけれども、16日の日の開会行事に私どもの町長坂下が来賓として出席をしております。

以上でございます。

議長（中村勝利君） 農林水産課長。

農林水産課長（岡本安司君） 続きまして、13ページの土地改良区の補助金、どこどこというご質問だったと思います。

これは、単県土地改良事業に対する町の事業補助金でございます、実施する地域にある土地改良区が事業主体となって実施をいたしますので、この場所といたしましては旧内海町内で流地区の水路工事、それから古郷地区と大谷地区の畑かんのパイプラインの3地区でございます。これにつきましては、小豆郡内海町土地改良区が事業主体となるものでございます。

それから、旧池田町内では中山地区と池田地区で水路工事、それから室生地区の池のしゅんせつ工事という3地区でございます。これは、小豆郡池田町土地改良区が事業主体となって実施をいたします。ということで、内海町土地改良区、池田町土地改良区にそれぞれの事業費に対する補助金を支出するものでございます。

議長（中村勝利君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（秋長邦広君） コミュニケーション支援事業委託料で19万7,000円でございますが、当初予算では手話通訳者派遣事業として11万7,000円を計上させていただいておりましたが、法改正により要約筆記の利用者についても必要となったために、このコミュニケーション支援事業委託料に移しかえ、かつその要約筆記分、6回分の7万9,800円を追加させていただいております。

以上です。

議長（中村勝利君） 水道課長。

水道課長（堀田俊二君） 一昨日の鍋谷議員さんのところでもご答弁をさせていただきましたけれども、今回の横領に関して料金システムの調停を不正操作しておるということの状態もございまして、今現在は実際の未収金と帳簿上の未収金が異なる状態になっているのはもう事実でございます。これにつきましては、担当課としてちょっと今のところ対応を決めかねておりますので、一昨日もご答弁しましたように監査委員さん等とも協議をさせていただいて、早急に対応していきたいということでございます。確かに企業会計発生主義ですよということでございますけれども、今回の突発事故ということで、その返ってきた横領の金額の収納については今の段階ではちょっと担当課の方では決めかねております。

以上です。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 一般会計関係のただいまありました特別職あるいは処分をした職員の給与の関係でございますが、ご承知のように一般会計の場合は歳入は超えて入ってもいい、歳出は超えなければ別に補正の必要はないということで、町長、助役についても自主返納ということで一たん出して返したんかというようなとり方されるかもわかりませんが、減額をして8月の給料で相殺しておりますので、予算の範囲内で支出したということで補正をいたしておらないといったことでございます。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） 今さっきの水道事業の方の関係なんですけど、私がお聞きしたのは、例えば発生企業会計で言えば、水道の料金が1カ月当然入ってくる収入というのは発生で起こして、そしてその後未収金で幾らというのが発生の企業処理なわけです。一方、そういう例を挙げたんですね、私は。だから、水道料金のことを云々と言ってるわけじゃないんです。一方、歳出の方での今言った人件費等についても、これはどういう考えのもと

で処理をされるのか。発生主義でいけばどういうふうな処理をされるのかということをお願いしたわけですが。歳入の面については、だから歳入も歳出も発生主義ですから、当然売り上げがあって収入が立ち、一方入るべきときに入らなかったら未収金と。歳出の方も当然発生ですから、そういう処理をしなければならないのが企業の会計原則ではないですかと。そうすると、歳出の方は発生主義で処理する場合、どう処理されるんですかというふうにお聞きしたわけですが。

議長（中村勝利君） 水道課長。

水道課長（堀田俊二君） 今現在ちょっと手元に村上議員さんおっしゃったように、不正操作されとる分と含めた過年度分の調整の分については、ちょっと手元で資料で持っているんですけども、ちょっとこの場では発表を控えさせていただきたいと思います。

それと、歳出の予算の関係でございますけれども、私自身も戒告処分を受けましたけれども、給与的には影響ございませんので、今回の事件に対する支出の方の数字上の、予算上の歳出についてはもう一切ございません。

以上です。

議長（中村勝利君） よろしい。

14番村上議員。

14番（村上久美君） 直接の一般会計でないもので、これ以上質問しませんが、ちょっと処理のやり方で企業会計からいくとちょっと理解しがたいところありますが、一応そういう課長の答弁ですので、一応聞きおきたいというふうに思います。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

（14番村上久美君「議長」と呼ぶ）

3回したと思うんですけども。

（14番村上久美君「答弁に対して」と呼ぶ）

14番村上議員。

14番（村上久美君） 先ほど活動費と言われました80万円の内訳を教えてくださいなんですが、その中の資料代とか活動費とかリハーサルとか、丸亀において実行委員会を開いたというふうに言われましたが、その活動費っていうのはどういう内容になるんでしょうか。

それと、例えば6支部が何人かの方が丸亀へ1回行って、その経費についてはそれも活動費に見込まれての口答での説明だったのか。

議長（中村勝利君） 人権対策課長。

人権対策課長（宗保孝治君） 行動費というのは旅費ということでご解釈いただければと思います。というのは、動くのにお金がかかるというようなことであります。

それと、リハーサル等につきましてはそれぞれ現地に入りましたということで、実行委員会の中の旅費というような経費ということになります。それで、高松で打ち合わせをするという話につきましては、実行委員会、香川県にもございます。それで、全国的な話でありますので、そのあたりの打ち合わせで人権センターの方にも参っております。これ丸亀でありますけれども、それと高松市内でも打ち合わせをしたと聞いております。

以上でございます。

議長（中村勝利君） 7番安井議員。

7番（安井信之君） 地域再生マネージャーのことですけど、財団の方からある程度企業をピックアップしてくるということは、その財団の天下り団体というふうな形も考えられます。その中で、天下り団体の中でその事業がそこが全部請け負っとるわけじゃなくて、それとはまた孫というふうな形もあるやに聞きますんで、その辺等も費用算定というか、そのときにはいろいろ考慮を入れてもらいたいと思いますが、その辺はどうですか。

それと、13ページのその50回の青年集会のことですが、全体で180万円、うちの補助部分が80万円というふうなことですが、ほかの団体なりにもいろいろ声かけはやっと思っうんですけど、その辺の詳細はどういうふうになっとなるのかお聞きしたいと思います。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） 安井議員さんのご質問でございますが、地域再生マネージャー事業の件でございますが、財団から天下りしておるんじゃないかというようなご質問でございますが、まずそういうことは一切ございません。そのように聞いております。

以上でございます。

議長（中村勝利君） 人権対策課長。

人権対策課長（宗保孝治君） ほかの団体と言われましたけれども、小豆郡内といいますが、小豆島で開催ということで、開催の場所につきましては土庄町でメイン会場がありましたので、土庄町についても同額の80万円というふうな形のものを補助をするということと聞いております。

以上です。

議長（中村勝利君） 7番安井議員。

7番（安井信之君） 同額の80万円というと、あと20万円はどういうふうな形をとられたのかなという疑問があります。

それと、地域再生の方なんですけど、いろいろこのごろテレビ等でそういうふうな流れの中でまた孫とかいうふうな請負の関係を持つような団体があるということで、その辺がある程度直接孫に行きゃあ、もうちょっと安く済む部分もあるのかなというふうな感じがしますんで、一般会計の方からもお金が出ていますんで、3分の2補助もらっとるいうだけで流してしまうんじゃないかと、その辺を吟味したらどうですかということで質問させてもらっとることです。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） まず、まだそのコンサルタントの選定はできておりません。当然、今補正をさせていただいた段階でございますので、契約も結んでないという段階でございます。その選定ができる段階で、そういう孫請とか下請に出さないよう、直接その選定した業者がその業務を行うよう、その辺は指導をしてまいりたいと思います。

議長（中村勝利君） 人権対策課長。

人権対策課長（宗保孝治君） 残りの20万円ということでありましてけれども、各支部それぞれ予算というようなものを持っておりますので、各支部6支部でそれぞれ負担をするということで聞いております。

以上です。

議長（中村勝利君） よろしいか。

ほかに質疑はありませんか。

16番中江議員。

16番（中江 正君） 先ほど来からイノシシ等被害が出とるんですけど、いわゆる県知事の許可をもらっているいろいろ対応策するわけですけど、鳥獣対策、煙害対策、イノシシ対策と、この鳥獣対策でヒヨドリ、カラス、年間かなりふえたり減ったりしょんですけど、その対応策、いわゆるこの補助金が出るんだったら、お百姓さんがヒヨドリがたくさん来て米を荒らすとか、カラスが農作物を荒らすとかいう被害がかなり出とると思うんです。そういった部分にどうしたら個人的に補助をしてもらえるか、駆除をしてもらえるかという対応策いうんはあるんでしょうか、お尋ねします。

議長（中村勝利君） 農林水産課長。

農林水産課長（岡本安司君） 今現在あるこの補助事業、イノシシ等捕獲の補助事業は



先ほども申し上げましたように、イノシシと小豆島地区に限りサルということで、イノシシとサルに対してのみでございます。あと、シカの駆除、また今ヒヨドリ、カラス等の駆除ということにつきましては、町としましては猟友会の方へ弾代ということで補助金を出しております。そういうことで、猟友会の方で駆除をお願いをしとるのが現状でございます。

なお、あと個人的にということでありますと、これは飼料わなというようなんので免許を取らなければなりません、その網の狩猟、それからわなの狩猟というようなんので免許を取るようになると思います。ただ、これも昨年から讃岐有害特区申請をいたしまして、特区認定を受けております。ということで、讃岐有害鳥獣対策特区ということで、第8回で平成17年7月に特区認定を受けております。これは、網またはわなを指定しての狩猟免許の取得ということで、今までであれば網とわなの両方がセットになった狩猟免許だったそうです。それが、別々で取れるということで、これも全国展開がことしからなっとります。そういうことで、個人でそういう免許を取って対策をしていただくということしか今のところはないと思います。

議長（中村勝利君） ほかに質疑。

3番森口議員。

3番（森口久士君） 15ページの工事請負費ですが、池田中学校の校舎外壁補修工事ということで、これは校舎そのものができたのが昭和38年ごろだったと思うんですが、ころから建築が始まった校舎だと思うんですが、何か聞き落としかどうかわからないんでちょっと聞きたいんですが、3階部分だけタイルが落ちかけておるということで補修すること、モルタルですか、そういう年数たってきたのが、ほかの学校の校舎もかなり古くなっておると思うんですが、これにあわせて調査の方はされとるんでしょうか、どんなでしょうか。

議長（中村勝利君） 学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） 池田中学校のその爆裂の件に関して、ほかの学校もということのお尋ねですけれども、当然ほかの学校も調査しておりますし、それぞれ施設の整備の計画を持っております、でええでしょうか。

それと、今回の池中の整備ですけれども、今予定しておりますのは運動場側の西側半分の全面です。当然、東側についてもクラックが入ったり、その爆裂のおそれがあります。そういうことで、順次整備をしていきたいというふうに思っております。

議長（中村勝利君） よろしいか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の方から発言を許します。

14番村上議員。

14番（村上久美君） 18年度の一般会計補正予算の内容について審議したところですが、負担金補助及び交付金の80万円、第50回の全国青年集会小豆郡実行委員会補助金、これについては通常民間の場合ではこれほどの補助は普通あり得ないと。9割も補助するというふうな異常な補助のあり方です。内容についても全く同意、使われる内容についても同意できるものではありません。そういうことで、この補正が計上されている18年度の一般会計補正予算には反対いたします。他については、同意できます。

以上です。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方から発言を許します。

8番井上議員。

8番（井上喜代文君） 私は、賛成の立場で意見を述べたいと思います。

第50回全国青年集会補助金に関する補正予算に対して反対であるという意見でございますが、一般質問でも町長から、また助役からいろいろな答弁があったと思います。本町の同和行政においても、この50年間の間に4つの事業法が33年間継続して施行され、ハード面については一定の成果が見られたものと思いますが、いまだに部落問題は解消してない状況にあると思います。

今後、この全国集会を機にこの経験を生かし、同和問題の解消を柱とするあらゆる人権問題の解決を目指し、積極的な取り組みが必要と考え、第50回青年集会小豆郡実行委員会補助金に関する補正予算について賛成であります。

議長（中村勝利君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第46号は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、議案第46号は原案どおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時02分

議長（中村勝利君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第4 議案第47号 平成18年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第1号)について

議長（中村勝利君） 次、日程第4、議案第47号平成18年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容説明を求めます。

住民福祉課長。

住民福祉課長（秋長邦広君） 議案第47号平成18年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

23ページでございますが、第1条が歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,953万8,000円を追加して、歳入歳出予算総額をそれぞれ20億6,561万1,000円にしようとするものでございます。

補正の内容につきましては、別冊の補正予算説明書で説明いたします。

説明の都合で歳出の方から説明をさせていただきます。説明書の26、27ページをお願いいたします。

歳出。1款1項1目一般管理費、13節委託料11万7,000円の増額補正でございます。高額療養費の自己負担限度額変更などに対応するための高額療養費支給管理システム改修経費でございます。

次に、5款1項3目保険財政共同安定化事業拠出金、19節負担金補助及び交付金9,942万1,000円を新規に計上させていただくものでございます。国民健康保険法の改正に

より、市町村間の保険料の平準化と国保財政の安定化を図るために平成18年10月から実施されるものでございます。国保一般被保険者に係るレセプト1件当たり30万円を超える医療費の前々年度以前3カ年の各市町の実績額と被保険者数で案分して拠出するものでございます。

次に、前に1枚めくっていただきまして、24、25ページが歳入でございます。

6款1項2目1節保険財政共同安定化事業交付金9,942万1,000円は、歳出の5款1項3目保険財政共同安定化事業拠出金と同額を計上させていただいております。香川県国民健康保険団体連合会が市町村からの拠出金をプールして、市町国保の一般被保険者に係る医療費で1件30万円以上の医療費が出たときに一定の算出方法で計算した額が交付されるものでございます。

次に、8款1項1目一般会計繰入金は、歳出で説明させていただきました電算共同処理委託料11万7,000円の財源とするものでございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第47号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第48号 平成18年度小豆島町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）について

議長（中村勝利君） 次、日程第5、議案第48号平成18年度小豆島町老人保健事業特別

会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容説明を求めます。

住民福祉課長。

住民福祉課長（秋長邦広君） 議案第48号平成18年度小豆島町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）につき、ご説明申し上げます。

25ページでございますが、第1条が歳入歳出予算の補正でありまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ11万7,000円を追加して、歳入歳出予算総額をそれぞれ29億5,090万9,000円にしようとするものでございます。

補正の内容につきましては、別冊の補正予算説明書で説明いたします。

補正説明書の36、37ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款1項1目13節委託料11万7,000円の増額補正でございます。国保と同じく高額療養費の自己負担限度額変更などに対応するための高額療養費支給管理システム改修の経費でございます。

次に、前に1枚めくっていただきまして、34、35ページが歳入でございます。

4款1項1目1節一般会計繰入金11万7,000円は、歳出の1款1項1目13節委託料の財源とするものでございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第48号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第 6 議案第 49 号 平成 18 年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算
(第 1 号) について

議長(中村勝利君) 次、日程第 6、議案第 49 号平成 18 年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算(第 1 号) についてを議題とします。

内容説明を求めます。

健康増進課長。

健康増進課長(谷本広志君) 議案第 49 号平成 18 年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算(第 1 号) について、ご説明申し上げます。

27 ページをお開き願います。第 1 条は、歳入歳出予算の補正でありまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,500 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 51 万 5,000 円とするものでございます。

補正予算の内容を別添の補正予算説明書によりご説明いたします。

歳出からご説明申し上げます。46、47 ページをお開き願います。

第 1 款サービス事業費、1 項 1 目うちのみ居宅介護支援事業費、補正額 27 万円でございます。2 節給料、3 節職員手当等、4 節共済費、7 節賃金、19 節負担金補助及び交付金は、嘱託職員のケアマネジャー 1 名及びいけだに勤務していた嘱託ヘルパー 1 名が 6 月からケアマネの技能職員として採用されたことに伴う補正でございます。当初は嘱託職員 4 名分を見ておりましたが、6 月から技能職員 2 名と嘱託職員 1 名の計 3 名で事業を行っていることによる人件費の補正でございます。12 節の役務費 5 万円でございますが、これは介護保険法の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 77 号)でございますが、平成 17 年 6 月 29 日に公布され、平成 18 年 4 月から介護保険サービスを提供している事業所に介護サービス情報の公表が義務づけられました。この制度の趣旨でございますが、介護サービスを利用しようとする利用者みずからが適切な介護サービス事業を選択するためには、各事業所の情報を公平に提供する環境が望まれるということから、介護サービス情報を公表することを義務づけられた制度でございます。香川県が訪問調査事務及び公表事務を指定した調査機関であります介護サービス情報公表センターとありますが、これは香川県社会福祉協議会に設けられたセンターでございます。各事業所を訪問調査して情報を収集し、毎年公表の事務を行うものでございます。公表の方法でございますが、インターネットによるものでございます。手数料は、香川県使用料手数料条例で定められております。内訳でござ

いますが、調査事務に係る手数料、それが3万7,400円、公表事務に係る手数料が1万2,100円、合計4万9,500円ということで、5万円を計上させていただいております。なお、この手数料につきましては、事業所ごとに公表が義務づけられましたので、このあと各目に役務費5万円の補正が上がってまいります。

次に、2目いけだ居宅介護支援事業費、補正額161万円でございます。2節給料、3節職員手当、4節共済費、7節賃金、19節負担金補助及び交付金は、嘱託職員のケアマネジャー1名が6月から技能職員となりましたので、それに伴う人件費の額の変更でございます。12節役務費5万円は先ほど同様でございます。

2項訪問介護サービス事業費、1目うちのみ訪問介護事業費、補正額5万円、12節役務費5万円は同様でございます。

2目いけだ訪問介護事業費、補正額マイナス101万2,000円でございますが、4節共済費、7節賃金はヘルパー1名が5月からケアマネジャーになったため、1名を新規採用しました。そして、1名のヘルパーが6月からうちのみのケアマネの技能職員となったために、1名の新規採用、合計2名新規採用の人件費の減額でございます。減額の理由でございますが、新規採用でございますので、初任給と前任者の賃金単価の差でございます。12節役務費5万円は先ほど同様でございます。

48、49ページをお願いします。

3項訪問介護サービス事業費、1目訪問介護事業費、12節役務費8万2,000円。通信運搬費でございますが、訪問看護ステーションが夜間の緊急訪問看護事務に使用するための携帯電話の使用料2万8,000円、月4,000円掛ける7カ月分でございます。手数料は、先ほどの公表の5万円、それプラス携帯電話の契約手数料4,000円でございます。

2款基金積立金、1項1目基金積立金、補正額1,400万円。これは、先ほど小豆島町介護サービス事業財政調整基金条例を可決いただきまして、それと企画財政課長から繰出金の説明がありましたように、年度間の財源調整を行い、介護サービス事業の財政の健全性を確保しようとするものでございます。

以上、歳出補正額は1,500万円の増でございます。歳出は以上でございます。

続きまして、44、45ページをお願いします。

2歳入。1款サービス収入、1項1目居宅介護サービス計画費収入、補正額188万円。1節居宅介護サービス計画費収入188万円。これは、ケアマネジャーの計画費収入でございます。

2 目居宅介護サービス費収入、補正額マイナスの88万円。1 節居宅介護サービス費収入マイナスの96万2,000円。これは、ホームヘルパーのサービス収入の減額でございます。2 節訪問看護費収入8万2,000円。これは、訪問看護の介護保険のサービス収入の増額でございます。

以上、それぞれ先ほどの歳出と同額の歳入補正でございます。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、5 節その他繰入金1,400万円。先ほど小豆島町介護サービス事業財政調整基金を一般会計から繰り入れするものでございます。

以上、歳入補正予算額は1,500万円の増でございます。

以上、簡単でございますが、これで介護サービス事業特別会計の補正予算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第49号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第7 発議第8号 違法伐採問題への取り組みの強化を求める意見書の提出について

議長（中村勝利君） 次、日程第7、発議第8号違法伐採問題への取り組みの強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。



10番植松議員。

10番（植松勝太郎君） 発議第8号違法伐採問題への取り組みの強化を求める意見書の提出について。

上記の案件を、会議規則第13条第2項の規定により別紙のとおり提出します。

平成18年9月21日。小豆島町議会議長中村勝利殿。提出者、小豆島町議会議員植松勝太郎。賛成者、小豆島町議会議員井上喜代文。賛成者、小豆島町議会議員安井信之。

違法伐採問題への取り組みの強化を求める意見書。

我が国の林業不振はいまだ脱出の兆しささえ見えない状態が続いている。地球温暖化対策としての森林整備も、そのための財政問題が大きなネックになって事業の推進が困難な状況となっている。もともと整備された森林を温暖化対策にカウントすることに決定されたのは、我が国が強力に主張して盛り込まれたものである。みずから求めて国際的に公約をした我が国は、このことの実現を果たさなければ、それこそ国際的な非難の的となり、世界じゅうの国の信用を失うことになりかねない。

森林の整備のみではなく、二酸化炭素を吸収して成長した木材を伐採して生活に利用していくことで、さらにその成果を大きなものにしていくものであり、林業不振を早急に克服していくことが強く求められている。

このような過程に大きく立ちはだかっている最大の問題として、我が国に大量に流入している違法伐採された外材の輸入の問題がある。このことは世界じゅうの大きな批判の一つとなっており、一日も早い解決が求められている。今日、このことは国際的大問題となっており、さきのイギリスでのサミットにおいても大きく取り上げられている。

我が国に流入してきている違法伐採された外材の量は、輸入材の2割を占めていると言われている。この量は我が国の国産材の量に匹敵するほどであり、今や我が国の林業不振の最大の原因になっている。国とこの違法伐採された外材を輸入している商社等の責任は極めて重いと言わざるを得ない。

よって、国におかれては違法伐採された外材の輸入を直ちに禁止し、国内の林業の振興を図り、求めて国際的な公約とした森林整備を早急に進めていくために次の事項について実行されるよう強く要望する。

1、政府は違法伐採された外材の流入を根絶するため、監視体制をより強化し、徹底した調査を行い、その状況を明らかにし、流出元の国との交渉を強化することに努めること。

2、政府は輸入商社等に対して、これが違法性のない外材であることの証明を求め、これの証明のないものの輸入は取りやめるように強く求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月21日。香川県小豆郡小豆島町議会。

提出先、内閣総理大臣、外務大臣、経済産業大臣、環境大臣、農林水産大臣、林野庁長官。

以上です。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第8号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、発議第8号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第8 発議第9号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出について

議長（中村勝利君） 次、日程第8、発議第9号出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

10番植松議員。

10番（植松勝太郎君） 発議第9号出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入

れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出について。

上記の案件を、会議規則第13条第2項の規定により別紙のとおり提出します。

平成18年9月21日。小豆島町議会議長中村勝利殿。提出者、小豆島町議会議員植松勝太郎。賛成者、小豆島町議会議員井上喜代文。賛成者、小豆島町議会議員安井信之。

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書。

自己破産申し立て件数は、平成14年に20万件を突破して以来、依然として高水準にあります。サラ金、クレジット、商工ローンなどで多額の債務を負い、返済困難に陥った多重債務者は不況型、生活苦型自己破産が大半を占めています。このような多重債務を生み出す大きな要因の一つに高金利が上げられ、現在貸金業者に認められている上限金利は年29.2%と異常であり、この出資法の上限金利についてはヤミ金融対策法（貸金業規制法及び出資法の一部改正法）制定の中で、同法施行後3年をめぐりに見直すこととされ、その時期は平成19年1月とされています。

家庭の破綻が容易に想像できる高金利を是正させ、上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げることが必要です。

また、貸金業規制法第43条のみなし弁済についても、貸金業者の利息制限法違反金利での貸し付けを助長しています。利息制限法は、債務者保護をその立法趣旨とする強制法規であり、その例外を認めるような43条はその立法趣旨に反し、資金需要者の利益の保護を図るとした貸金業規制法自体の目的規定とも相入れないものと言えます。

最高裁は、グレーゾーン金利について上限を超えた分の利息の支払いについては無効とする画期的な判断を示しており、このことはみなし弁済が成立しないことを意味するもので、もはやその存在意義は認められず、43条は出資法の上限金利の引き下げに伴い撤廃すべきであると考えます。

同様に、出資法附則に定める日賦貸金業者については、その返済手段が多様化している今日においては、その存在意義自体を認める必要はなく、最高裁でも利息制限法を超える超過利息は無効とする判断を示していることを考慮すれば、日賦貸金業者に認められている年54.75%という特例金利は直ちに廃止すべきであり、また電話加入権が財産的価値を失いつつある今日、電話担保金融の年54.75%という特例金利も合わせて廃止すべきであると考えますので、以下の点について改正することを強く要望するものです。

記。

- 1、出資法第5条の上限金利を、利息制限法第1条の制限金利まで引き下げること。
- 2、貸金業規制法43条のいわゆるみなし弁済規定を撤廃すること。
- 3、出資法における日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月21日。香川県小豆郡小豆島町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、金融担当大臣。

以上です。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第9号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、発議第9号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第9 発議第10号 飲酒運転撲滅に関する決議について

議長（中村勝利君） 次、日程第9、発議第10号飲酒運転撲滅に関する決議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

8 番井上議員。

8 番（井上喜代文君） 発議第10号飲酒運転撲滅に関する決議について。

上記の案件を、会議規則第13条第2項の規定により別紙のとおり提出します。

平成18年9月21日。小豆島町議会議長中村勝利殿。提出者、小豆島町議会議員井上喜代文。賛成者、同、安井信之。賛成者、同、植松勝太郎。

飲酒運転撲滅に関する決議。

交通事故のない安全で安心して暮らせる社会の実現は、町民すべての切実な願いである。しかしながら、本県における交通死亡事故は昨年までの減少傾向から一転して増加に転じ、人口10万人当たりの交通事故死亡者は再び全国ワースト第1位になるなど、極めて厳しい状態が続いている。

特に、飲酒運転による交通事故は平成14年6月に飲酒運転の厳罰化等を柱とする改正道路交通法が施行されてから以降、全国的に減少傾向にあるものの、本県においては飲酒運転を原因とする交通死亡事故がことしに入って著しく増加するなど、悪質な飲酒運転が後を絶たない状況である。

飲酒運転撲滅のためには運転者の交通安全意識の向上はもとより、家庭や職場、さらには地域が一体となって飲酒運転は絶対にしない、させないという強い意志を示すと同時に、飲酒運転の取り締まり、交通安全思想の普及啓発などの施策を強化することが重要である。

よって、本町議会は町民を初め、関係機関、団体とも連携の上、交通安全意識の高揚と飲酒運転等の悪質危険運転者対策に取り組み、飲酒運転撲滅と交通事故のない社会の実現に向けて不断の努力を払うことをここに宣言する。

以上、決議する。

平成18年9月21日。香川県小豆郡小豆島町議会。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第10号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、発議第10号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議員派遣について

議長（中村勝利君） 次、日程第10、議員派遣についてを議題といたします。

今期定例会閉会中に議員の派遣の申し出書が提出されています。詳細については印刷配付のとおりであります。議員の派遣については、会議規則第119条の規定により、議会の議決を得ることになっております。

お諮りします。

お手元に配付しております申し出書のとおり、議員の派遣についてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、申し出書のとおり議員を派遣することに決定されました。

~~~~~

日程第11 閉会中の継続調査の申し出について

日程第12 閉会中の継続調査の申し出について

日程第13 閉会中の継続調査の申し出について

日程第14 閉会中の継続調査の申し出について

議長（中村勝利君） 次、日程第11、日程第12、日程第13及び日程第14、閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、日程第11、日程第12、日程第13及び日程第14を一括議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長、内海ダム特別委員長及び交通問題特別委員長から各委員会において調査中の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり  
閉会中の継続調査に付すことに決定されました。

以上で今期定例会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして平成18年第2回小豆島町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時36分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員